

船舶インシデント調査報告書

令和7年2月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（バッテリー過放電）
発生日時	令和6年8月20日 20時30分ごろ
発生場所	和歌山県白浜町番所鼻西方沖 番所鼻灯台から真方位280° 970m付近 （概位 北緯33° 41.7′ 東経135° 19.4′）
インシデントの概要	プレジャーボートSAKURAは、錨泊中、船外機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和6年9月2日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート SAKURA、5トン未満（長さ6.27m） 252-23910和歌山、個人所有 ガソリン機関、船外機、4サイクル、出力84.60kW、回転数毎分5,800、4気筒、ボア81mm、使用燃料ガソリン、機関製造年月日不詳、平成13年5月進水
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者2人を乗せ、法定灯火を表示してGPSプロッターを作動させ、船外機を停止し約1時間15分錨泊して乗船者が釣りを行った後、船長が、釣り場を移動することとして船外機を始動しようとしたところ、セルモーターの回る音が弱く始動しなかった。 船長は、運航不能と判断し、118番通報して救助を要請した。 本船は、来援した巡視艇により和歌山県田辺市文里港にえい航された。 機関整備会社は、本船のえい航後、船外機等を点検したところ、約3年10か月使用していたバッテリーの電圧が低下していたので、バッテリーを新替えして船外機が正常に始動することを確認した。 船長は、バッテリーを令和5年9月に機関整備会社に点検してもらった後、同バッテリーを自ら点検したことがなかった。 本船は、予備バッテリーを搭載していなかった。
分析	本船は、船長が、約1年前から船外機のバッテリーを点検していなかったことから、同バッテリーの電圧が低下していたことに気付いておらず、夜間錨泊中、同バッテリーの電圧が更に低下し、船外機の運

	<p>転ができなくなり運航不能になったものと考えられる。</p> <p>本船の船外機のバッテリーは、電圧が低下していたところ、船長が錨泊中に船外機を停めて同バッテリーから給電していた航海灯を点灯しGPSプロッターを作動させていたことから、電圧が更に低下したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本インシデントは、船長が、約1年前から船外機のバッテリーを点検していなかったため、同バッテリーの電圧が低下していたことに気付いておらず、本船が夜間錨泊中、同バッテリーの電圧が更に低下して、船外機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小型船舶の船長は、予備バッテリーやジャンプスターターを搭載しておくとともに、出航前にバッテリーの電圧や液量を点検し、電圧が低下している場合には交換や充電を行うこと。</li> </ul>